

平成 30 年 7 月 23 日

## 電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行いました

関東経済産業局は、サンコー株式会社（以下「同社」という。）（法人番号 3010001120157）が輸入・販売した電気洗濯機（商品名 ミニ洗濯機 型式 MNWSMAN2）について、電気用品安全法（以下「同法」という。）で定める技術基準適合義務（同法第 8 条第 1 項）に違反していたため、平成 30 年 7 月 23 日付けで、同社に対し同法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

当該商品の使用者に対し、同社が実施しているリコールに応じていただくよう呼びかけるものです。

## 1. 経緯

経済産業省が実施した電気用品試買テストの結果、同社が輸入・販売した電気洗濯機（商品名 ミニ洗濯機 型式 MNWSMAN2）について、同法で定める技術基準適合義務（同法第 8 条第 1 項）に違反し、脱水中に洗濯機のふたを開けてもドラムが止まらないなどの技術基準の要求を満たしていなかったことから、平成 30 年 7 月 23 日付けで、同社に対し、関東経済産業局長名で嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底を指導しました。

同社のホームページ上でリコールを告知し、回収を開始しています。

## 2. リコール対象品（販売期間：平成 29 年 1 月～平成 30 年 1 月）

電気洗濯機（商品名 ミニ洗濯機 型式 MNWSMAN2） 販売台数：3,090 台



### 3. リコールに関する問合せ

同社のホームページ

<https://www.thanko.jp/html/page270.html>

問合せ先：03-3526-4328

事業者名：サンコー株式会社

所在地：東京都千代田区外神田 3-14-8 新末広ビル B

### 4. 消費者への注意喚起

当該商品をお持ちの方は、安全のためリコールに応じていただくようお願いいたします。

(参考)電気用品安全法第8条第1項(抜粋)

届出事業者は、第3条の規定による届出に係る型式の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。

(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局産業部 消費経済課長 田中 和茂

担当：宮崎、萩原

電話：048-600-0409 (直通)

FAX：048-601-1291